

## 議案第15号

### 日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月18日 提出

日出町長 安 部 徹 也

### 日出町手数料条例の一部を改正する条例

日出町手数料条例（昭和51年日出町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（事務の手数料の特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 6 令和8年5月1日から令和9年3月31日までの間に限り、その利益を受ける者が多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、本町が指定する事務に対する証明書等を交付する機能その他の機能を有するものをいう。）に必要事項を入力することにより行う別表第1に掲げる事務の手数料について、同表の金額の欄中「450円」とあるのは「300円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。

### 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

## 理 由

コンビニ交付サービスによる戸籍証明書、住民票の写し等の証明書について、交付手数料を変更することにより、コンビニ交付サービスの利用を促進し、町民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、条例を改正したいので提出する。